



平成18年5月10日

各 位

会 社 名 日 東 紡

代表者名 代表取締役社長 南園克己

(コード番号3110 東証・大証第1部)

問合せ先 取締役総合企画部長 北原 学

(TEL. 03 - 3514 - 3810)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月10日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第145回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 電子公告制度導入に伴う変更を行う規定

「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行され、電子公告制度が導入されたことに伴い、当社の公告方法を電子公告に変更し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。(変更案第5条)

(2) 会社法施行を機に新設する規定

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行され、定款による自治が拡大されたことに伴い、次のとおり規定を新設するものであります。

株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することが認められたことに伴う規定の新設(変更案第16条)

取締役会における書面決議が認められたことに伴う規定の新設(変更案第25条)

(3) 文言の整理等所要の変更を行う規定

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、会社法の条文や文言に合わせるなど、次のとおり所要の変更を行うものであります。

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)に基づき、会社法施行とともに、定款に定めがあるとみなされる事項

変更案第4条(新設): 取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨

変更案第7条(新設): 株券を発行する旨

変更案第10条(変更): 株主名簿管理人を置く旨

定時株主総会の基準日に関する規定の新設(現行第11条削除、変更案第14条新設)

議決権代理行使において代理人の員数制限をする旨の規定の変更

(現行第14条変更、変更案第17条)

用語の変更等所要の手当て(変更案第6条、第8条~第12条、第17条~第19条、第21条~第24条、第27条、第29条~第32条、第34条~第38条)

条数の繰り下げ等の手当て

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）

以 上

別紙

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、変更理由欄の番号は、前記「1. 変更の理由」の説明文の番号を示しております。

また、下線__が変更部分であります。

現 行 定 款	変 更 案	変更理由
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(新 設)</p> <p>第 4 条 (公告の方法) <u>当社の公告は東京都において発行される日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条 (発行する株式の総数および株券の種類) <u>(1) 当社の発行する株式の総数は 4 億株とする。</u> <u>(2) 株券の種類は取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 条 (取締役会決議による自己株式の買受け) <u>当社は、商法第 211 条 / 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 4 条 (機関) <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (公告方法) <u>当社の公告は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (発行可能株式総数) <u>当社の発行可能株式総数は 4 億株とする。</u> (削 除)</p> <p>第 7 条 (株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第 8 条 (取締役会決議による自己の株式の取得) <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>(3) -</p> <p>(1) (3) -</p> <p>(3) -</p> <p>(3) -</p> <p>(3) -</p> <p>(3) -</p>

現 行 定 款	変 更 案	変更理由
<p>第7条(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>(1) 当社の1単元の株式の数は1,000株とする。</p> <p>(2) 当社は、1単元の株式の<u>数に満たない株式(以下単元未満株式という。)</u>に<u>係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>第9条(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>(1) 当社の単元株式数は1,000株とする。</p> <p>(2) 当社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	(3) -
<p>第8条(名義書換代理人)</p> <p>(1) 当社は株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって<u>選定しこれを公告する。</u></p> <p>(2) 当社の株主名簿および<u>実質株主名簿(以下株主名簿等という。)</u>ならびに<u>株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>第10条(株主名簿管理人)</p> <p>(1) 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>(2) 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>	(3) -
<p>第9条(株式の取扱い)</p> <p>当社の株式の<u>名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いならびに手数料は、第5条2項に定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>第11条(株式取扱規程)</p> <p>当社の株式に関する取扱いならびに手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	(3) -
<p>第10条(株主の届け出)</p> <p>(1) 株主(実質株主含む。以下同じ。)<u>および登録質権者またはその法定代理人はその氏名住所および印鑑を当社所定の名義書換代理人に届け出るものとしこれを変更したときも同様とする。</u></p>	<p>第12条(株主の届け出)</p> <p>(1) 株主(実質株主含む。以下同じ。)<u>および登録株式質権者またはその法定代理人はその氏名住所および印鑑を当社所定の株主名簿管理人に届け出るものとしこれを変更したときも同様とする。</u></p>	(3) -

現 行 定 款	変 更 案	変更理由
<p>(2) 外国居住の株主、登録質権者またはその法定代理人は日本国内に通知を受ける場所または代理人を定め、当会社所定の名義書換代理人に届け出るものとし、これを変更したときも同様とする。</p> <p><u>第 11 条 (基準日)</u></p> <p>(1) 当会社は毎決算期現在の株主名簿等に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>(2) 前項の外必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録質権者とする。</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第13条 (条文省略)</p>	<p>(2) 外国居住の株主、登録株式質権者またはその法定代理人は日本国内に通知を受ける場所または代理人を定め、当会社所定の株主名簿管理人に届け出るものとし、これを変更したときも同様とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第13条 (現行第 12 条どおり)</p> <p><u>第 14 条 (定時株主総会の基準日)</u> 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>第15条 (現行第 13 条どおり)</p>	<p>(3) -</p> <p>(3) -</p>

現 行 定 款	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第14条 (議決権の代理行使) 株主は当会社の議決権を有する他の株主に委任してその議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会開会前に当会社に提出しなければならない。</p> <p>第15条 (総会の決議) (1) 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。 (2) 商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを決する。</p> <p>第16条 (総会の議事録) 株主総会の議事はその経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、これに議長および出席した取締役が記名捺印または電子署名を行う。</p>	<p>第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第17条 (議決権の代理行使) 株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会開会前に当会社に提出しなければならない。</p> <p>第18条 (総会の決議) (1) 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決する。 (2) 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを決する。</p> <p>第19条 (総会の議事録) 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p>	<p>(2) - (3) -</p> <p>(3) -</p> <p>(3) -</p> <p>(3) -</p>

現 行 定 款	変 更 案	変更理由
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第17条（条文省略）</p> <p>第18条（選任）</p> <p>（ 1 ）取締役は株主総会において選任する。</p> <p>（ 2 ）取締役の選任は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>第19条（任期）</p> <p>取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第20条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>（ 1 ）会社を代表する取締役は、取締役会の決議によってこれを定める。</p> <p>（ 2 ）取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第21条（取締役会）</p> <p>（ 1 ）取締役は取締役会を組織し、会社の重要業務の執行を決定する。</p> <p>（ 2 ）取締役会は取締役会長が招集しその招集通知は各取締役および各監査役に対し会日の3日以前に発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第20条（現行第 17 条どおり）</p> <p>第21条（選任）</p> <p>（ 1 ）取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>（ 2 ）取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第22条（任期）</p> <p>取締役の任期は選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第 23 条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>（ 1 ）取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>（ 2 ）取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 24 条（取締役会の招集通知）</p> <p>（ 削 除 ）</p> <p>取締役会は取締役会長が招集しその招集通知は各取締役および各監査役に対し会日の3日以前に発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	<p>(3) -</p> <p>(3) -</p> <p>(3) -</p> <p>(3) -</p>

現 行 定 款	変 更 案	変更理由
<p>(新 設)</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>第 23 条 (報酬ならびに退職慰労金) 取締役の報酬ならびに退職慰 労金は株主総会で定める。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>第 25 条 (選任) (1) 監査役は株主総会におい て選任する。 (2) 監査役の選任は総株主の 議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、そ の議決権の過半数をもっ てする。</p> <p>第 26 条 (任期) 監査役の任期は就任後4年内 の最終の決算期に関する定時 株主総会の終結の時までとす る。</p> <p>第 27 条 (常勤の監査役) 監査役は互選により常勤の監 査役を定める。</p> <p>第 28 条 (監査役会) (1) 監査役は監査役会を組織 する。 (2) 監査役会は各監査役が招 集し、その招集通知は各 監査役に対し会日の3日 以前に発する。ただし、 緊急の場合はこれを短縮 することができる。</p>	<p>第 25 条 (取締役会の決議の省略) 当社は、会社法第 370 条の 要件を充たしたときは、取締 役会の決議があったものとみ なす。</p> <p>第 26 条 (現行第 22 条どおり)</p> <p>第 27 条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の 職務執行の対価として当会社 から受ける財産上の利益(以 下「報酬等」という。)は、 株主総会の決議によって定め る。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 28 条 (現行第 24 条どおり)</p> <p>第 29 条 (選任) (1) 監査役は、株主総会の決 議によって選任する。 (2) 監査役の選任は議決権を 行使することができる株 主の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席 し、その議決権の過半数 をもって行う。</p> <p>第 30 条 (任期) 監査役の任期は選任後4年以 内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主 総会の終結の時までとする。</p> <p>第 31 条 (常勤の監査役) 監査役会は、その決議によっ て常勤の監査役を選定する。</p> <p>第 32 条 (監査役会の招集通知) (削 除) 監査役会は各監査役が招集 し、その招集通知は各監査役 に対し会日の3日以前に発す る。ただし、緊急の場合はこ れを短縮することができる。</p>	<p>(2) - (3) -</p> <p>(3) -</p> <p>(3) -</p> <p>(3) -</p> <p>(3) -</p> <p>(3) -</p> <p>(3) -</p> <p>(3) -</p>

現 行 定 款	変 更 案	変更理由
<p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>第 30 条 (報酬ならびに退職慰労金) <u>監査役の報酬ならびに退職慰労金は株主総会で定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 31 条 (営業年度および決算期) <u>当会社の営業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとし、営業年度末をもって決算期とする。</u></p> <p>第 32 条 (利益配当金) <u>利益配当金は毎決算期現在の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>第 33 条 (中間配当) <u>当会社は取締役会の決議により毎年 9 月 3 0 日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当 (商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配をいう、以下同じ。) を行うことができる。</u></p> <p>第 34 条 (配当金の除斥期間等)</p> <p>(1) <u>利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 ヶ年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>(2) <u>未払の利益配当金および中間配当金には利息を付さない。</u></p>	<p>第 33 条 (現行第 29 条どおり)</p> <p>第 34 条 (報酬等) <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 35 条 (事業年度) <u>当会社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。</u></p> <p>第 36 条 (剰余金の配当) <u>剰余金の配当は、毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u></p> <p>第 37 条 (中間配当) <u>当会社は取締役会の決議によって、毎年 9 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第 38 条 (剰余金の配当等の除斥期間等)</p> <p>(1) <u>剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満 3 ヶ年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>(2) <u>未払の剰余金の配当および中間配当には利息を付さない。</u></p>	<p>(3) -</p> <p>(3) -</p> <p>(3) -</p> <p>(3) -</p> <p>(3) -</p> <p>(3) -</p>